

天龍寺妙智院所蔵『大明譜』

須岡
田本
牧
子真

はじめに

本稿は、天文十六年度遣明船に関する記録、天龍寺妙智院所蔵『大明譜』（以下、本書）の翻刻・解説を試みるものである。妙智院第三世の策彦周良は、天文年間に二度の入明を遂げたが、その関連史料の多くは、現在、「策彦和尚入明記録並送行書画類」三一種と同一四種という二つのまとまりを中心に、同院に伝存する。本書は、このうち三一種に含まれる、縦二五・一センチ、横二〇・一センチの冊子である。後補の青表紙に貼紙で「大明譜」と記されるが、原表紙には何も記されない。原表紙・原裏表紙を含めて一四丁ある。筆者らはこれまでも、同院所蔵の遣明船関係史料の翻刻と解説を公表してきており、本稿はその作業を継続するものである。

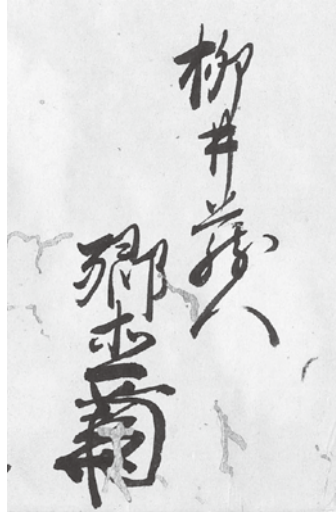
妙智院所蔵本以外の前近代の写本こそ知られていないが、本書は早くから注目されており、本稿以前にも、『古事類苑』①や『大日本佛教全書』②、牧田諦亮『策彦入明記の研究』上③、湯谷稔編『日明勘合貿易史料』④などにおいて、すでに翻刻が公刊されている。ただし、①では本書の後半部がまったく翻刻されていないだけでなく、途中の省略箇所も少なくない。また②は、①では省略箇所に付されていた〇

中略」という割注こそ付されていないものの、基本的には①の省略を引きついでるように見うけられる。一方③は、全体の翻刻を掲載しているが、①や②ほどではないもののやはり一部に省略が見られ、完全な翻刻とは言いがたい。また、④は省略箇所から判断する限り、専ら③によつたものと判断される。そして、これは①と④に共通して言えることだが、たとえば本稿では「^(浦守)うらもり」と翻刻した箇所が従来は「うちま^(駆け戻る)り」とされていたり、「五十里かけもとる」と翻刻した箇所が従来は「五十里かけりとる」とされていたりするように、異なる文字に解される箇所も少なくない。

これに加え、本書は、これまでの日明関係史研究において主として、天文十六年度船の行程、同船の参加者、そして当時明側が設けていた渡航制限などをうかがい知るうえでの重要な史料として、取り上げられてきた。⁽³⁾その一方で、雑多な情報があまり整理されないままに記されているということもあってか、本書そのものについては、小葉田淳氏が「丁分の錯簡を指摘したことや、牧田氏によるごく簡単な解題を除けば、ほとんど言及がない。⁽⁵⁾

そこで以下では、本書の史料的性格を考察し、あわせて内容を紹介するとともに、新たな翻刻を提供することとしたい。

本書の筆者は、すでに小葉田淳氏らによって言及されている⁽⁶⁾、奥書によって明らかとなる。それによると、嘉靖二十九年（一五五〇）四月十五日に、柳井藏人郷直という人物が、寧波の嘉賓堂において記したものだということがわかる。花押も添えられていることからして、本書は彼の自筆本とみるのが妥当である（図参照）。



図：『大明譜』奥書
署名部分

柳井郷直の事跡は明らかでない。本書と同じ天文十六年度船に関する記録としては、正使策彦周良の日記『再渡集』も妙智院に所蔵されているが、その中に彼の名は見いだせない。また、同書には単に「藏人」とのみ呼ばれる人物のことも記されるが、別の箇所には「中村藏人」という人物の名も見えるため、⁽⁸⁾「藏人」がただちに柳井郷直のことを指すと断定することはできない。

なお、牧田諦亮氏は、彼が天文十六年度船の土官（遣明使節で正使・副使・居座に次ぐ役職）の任にあったとして⁽⁹⁾いるが、別稿に整理したように⁽¹⁰⁾、同船の土官は吉見正頼、杉隆宗、塩屋宗繁、宗稟、宗薫、宗演、玄叔の七名であり、郷直が土官であった徴証は管見の限り見いだされない。

柳井姓に着目すると、同名の地名が周防国に見出される点が目目され、郷直は大内氏に仕えていた同所出身者の可能性がある。なお、天文十六年度船には、大内氏の意をうけて遣明船に参加した「御用人衆」と呼ばれる者のいたことが、本書の記載から明らかであるものの、郷直の名はその中に見いだすことができない。詳細は後述するが、おそらく「御用人衆」に列挙された人々よりも下位の者であろう。

二 成立と伝来

前述の奥書の記載から、本書の成立時期は嘉靖二十九年（一五五〇）四月十五日とするのが妥当である。ただし、後述のように、一部には同月後半および翌月初めの記述も含まれており、それらはいったん完成を見た後に追補されたものと考えられる。

ここで天文十六年度船の行程を概略すると、以下の通りである。使節一行が嘉靖二十七年三月十日に寧波へ上陸した後、正使策彦周良や副使竺齋寿文をはじめとする使節の一部は、北京へ上るために同年十月六日に寧波を発ち、残りの大多数は同所に留まって策彦らの帰還を待った。上京の途についた策彦らは、翌年四月十八日に入京し、朝参等の儀礼や明礼部との折衝を果たした後、八月九日に離京し、同二十八年十二月三十日に寧波へ帰着した。策彦らが寧波の文人より得た文物の一部は同二十九年五月付であることから、⁽¹¹⁾一行がその時点まで半年弱、寧波に滞在したことは確実である。その後、程なく帰朝するに至った。⁽¹²⁾

以上の行程を踏まえると、本書は策彦らが北京より寧波に戻った後、帰国のための出船を待っている時期に書き上げられたものである。そのため、筆者の柳井郷直が北京に上った可能性もないわけではない。しかし、後掲の翻刻を見ればあきらかなように、寧波から北京への上京についての本書の言及は、かなり限定的である。このことからすると、郷直

が上京せず寧波に留まっていた者のひとりであつても、不思議ではない。いずれにせよ、本書は郷直によって寧波で記されたものであるが、それが何らかの経緯で、今日の所蔵者である妙智院の手に帰した。管見に入つた近世の同院蔵書目録には本書に関する記述が見いだされない⁽¹³⁾ため、いつ頃から本書が同院に蔵されていたか、定かではでない。だが、本文とは異なる筆で本書冒頭に記された「百年迅速」以下の書き入れは、それを考察する手がかりとなる。すなわち、策彦周良自筆の他の同院所蔵史料と比較すると筆致が共通しているため、この書き入れは策彦の記したもののように見うけられるのである。また本文傍書も、全てかどうかは不明だが、一部はやはり彼によるものとおぼしい異筆である。こうした手がかりから判断すると、策彦は自身の在世中、おそらく天文十六年度船渡航時ないし帰国後あまり年月を経ないうちに本書を入手し、それが今日、妙智院に伝わるに至つた可能性は高い。

三 構成

本書は大別して前後半二つの部分からなる。前半は、漢字仮名交じり文の一つ書で記された、柳井郷直自身が見聞したとおぼしい、天文十六年度船のことを記した部分である。後半は、寧波から北京までの道中の駅名や駅間の距離、付近の名所などが記された部分である。これらについて注目すべきは、前半部および前述の奥書が比較的崩れた筆跡で記されているのに比し、後半部は一字ずつ丁寧に記されており、筆致が全く異なっている点である。そのため、あるいは前半部分および奥書のみ郷直が記したもので、後半部は別人によって記されたものが後に合綴されたのかもしれない。ただし、料紙は前後半ともに同様のものを用いており、両方ともに郷直が記した可能性もあつて、断定はできない。

前半部と後半部のそれぞれの具体的な内容については後述するが、本

書の性格を考える上で注目されるのは、前半部の一つ書のなかに、「何も唐船かたに引付たき事かすをしらす、先々あらまし書付候」と記されていることである。すべて唐船方に報告したいことは数え切れないほどあり、おおよそを先に記した、といった意味合いに受け取れる。この一節は、一つ書のなかに記されているものの、文意からして、前半部全体にかかわる記述と見られる。

ここでいう唐船は遣明船のことを指すが、「唐船方」という名称について想起されるのは、永享年間の遣明船にかかわる事務に携わつた室町幕府奉行人が、「唐船方奉行」と呼ばれていた事例である⁽¹⁴⁾。本書に記される唐船方も、おそらくこれと同様のものであろう。

ただし、天文十六年度船は大内氏が独占的に経営しており、実務を担つていたのは、室町幕府奉行人ではなく大内氏奉行人であった。このときの遣明船にかかわる事柄を処理した同氏奉行人としては、陶隆満、相良武任、吉見弘成、龍崎隆輔らが挙げられる⁽¹⁵⁾。すなわち、本書の前半部には、柳井郷直が彼等へ知らせるべきと考えた事柄が列挙されていると考えられるのである。あるいは、大内氏の唐船方において先例の蓄積がすすめられており、彼がそのための報告の任を帯びて渡航した可能性もある。

このように考えた場合、留意すべきことがある。それは、前半部において、一つ書であることこそ一貫しているが、その内容は、必ずしも一つ書ごとに明確に分かれてはいない点である。例えば、すでに小葉田淳氏が指摘しているように、本稿翻刻一つ書第七条の冒頭は、直前の第六条の内容から連続した記述である⁽¹⁶⁾。また、第八条の内容は第七条からひとつづきであり、ほかに、上京の所要日数に関する部分など、一つ書が複数に分けられているものの、内容としては連続している箇所が複数ある。こうした書きぶりの不統一から判断する限り、本書前半部は、報

告書そのものというよりも、その草案と考えた方が妥当であろう。

そのように考えると、本書を策彦周良が入手した経緯について、ひとつの推測が可能である。すなわち、柳井郷直は草案を記した上で、正使であった策彦に点検を依頼し、最終的には添削を経た正式な報告書を唐船方へ提出した。その過程で策彦側に残された手控えが本書にあたる、という可能性である。

四 前半部の内容

以下、本書の内容について簡単に紹介していこう。

天文十六年度船については、正使である策彦周良の日記『再渡集』が伝わり、同じ策彦の日記『初渡集』の残る天文八年度船と同様、比較的情報に恵まれている。ただし『再渡集』には、日本出発の記事も帰朝の記事もない。すなわち、舟山群島の一つ畚山島に滞在しているところから始まり、寧波上陸、北京上洛、北京での朝貢儀礼を経て、帰路、山東の南城水馬駅を出たところで終わっており、その前後の記述を欠いている。この欠けている部分の情報を、本書からある程度補うことができるのである。

一つ書の第一〜三条からは、山口を天文十六年（一五四七）二月二十一日に出立、三月三日に博多に到着、八日に志賀島に渡り、二十一日に志賀島を発して名護屋・的山大島を経て二十八日に平戸に至り、四月一日には平戸島の中央にあたる河内浦に移動、十一日に河内浦を発してその日のうちに奈留島に到着という、往路の日本国内の日程を知ることができる。試みにこれを『初渡集』と比較してみると、天文八年度船は、博多を出て志賀島に至ったのは三月五日、志賀島を発して的山大島に着いたのが十七日、同所を発して平戸に着いたのが二十二日、河内浦到着は二十五日、四月一日には河内浦を発して奈留島に到着しており、前後

は多少あるものの概ね一致している。遣明船航路がすでに確立していたことがうかがえる。

遣明船の日本から中国への渡海はこの時期、春か秋に限られており、春には奈留島、秋には的山大島から出航するとされた。¹⁷ 今次の場合は奈留島が最終出港地となる。第三条にはその奈留島の奈留神社に能を奉納した¹⁸ことが見える。これは恒例であったよう¹⁹で『初渡集』にも記事があるが、第三条に見られるような詳しい演目は書かれていない。

第五条によれば、五月四日に奈留港より出航した。天文八年度船の出航は四月十九日、また宝徳度船は三月三十日であったことが確認される¹⁹から、やや遅めといえようか。そのためか否か、途中嵐に遭って吹き戻されたりしている。それでも五月十二日には中国沿海に至り島影を視認できた。宝徳度船は四月五日、天文八年度船は五月一日に視認している²⁰から、まず順調な航海といって良からう。ただし第七条には、一号船は十三日に台州府に到着し、他の船も思い思いの場所に着いたとある。台州府は目指す寧波府の南隣にあたる。すなわち船団自体はちりぢりとなり、かつ目的地の寧波よりもだいたい南に流されての到着であったのである。一号船の到着地点だけが明記されている所からすると、記主柳井郷直が乗っていたのは一号船であろう。船団がちりぢりとなるのも、南に流されるのも珍しいことではない。宝徳度船の一号船は寧波近海に直に到着できたが、天文八年度船の一号船もやはり、台州府よりもさらに南の温州府まで流されていることが確認される²¹。

天文十六年度船の渡航時期、一五四〇年代の末ごろは、「嘉靖倭寇」前夜にあたり、中国沿海部には密貿易拠点があちこちに作られ、明朝から見れば不穏な情勢を呈していた時期である。第七・八条には、やはり南に流された三号船が、十四日に温州府で二八艘もの海賊船に襲われて死者九人をだし、艇を一艘奪われたことが記される。天文十六年度船は

明朝が通達していた三艘以内という規定を破り四艘で渡航したが、その理由として日本側は海賊対策を挙げている。船を一艘増やすことが海賊対策になったのかどうかはさておき、当該期のこの海域における海賊の脅威は現実のものであったことがわかる。この海戦で手傷を負い海に放り出された水夫三人のうち、一人は自力で船に泳ぎ乗ることができたが、二人は行方不明となった。その水夫二人はおそらく明側に保護されて、寧波に送られ、遣明船団が寧波府の定海に到着した時点で送り届けられてきている（第八条）。明朝の官庁間の伝達の速やかさがうかがえる。

第九条に見える、寧波府城の外港、鄞江の河口に位置する定海港に、六月一日に四艘揃って到着したというのは、本書でしか確認できない情報である。貢期違反を寛恕して受け入れてもらえないかという三〇日も及ぶ交渉が不成立に終わり、定海を出て舟山群島の礮山島に至ったのが七月二日であることも、ここから初めて知られる。現存の『再渡集』はこの礮山島滞在中の嘉靖二十六年（一五四七）十一月一日よりはじまる。

第一〇～一二条の記述は、『再渡集』と概ね一致している。一行は、貢期が満ちるまでの間、礮山島に滞在していたが、正月から明側とも協議を重ね、二月には潮の穏やかな地点を求めて、同じ舟山群島内の川山島に移動した。この間にこっそり物を売りに来る明人から買い物をしてきたことは、『再渡集』にも記事が見られるし、算用帳『下行価銀帳』²³も残されている。

第一三条に、定海に三月八日に入ったとあるのは、『再渡集』の三月六日とずれているが、十日に寧波に到着し、都堂大人こと朱統と会見したのも、十七日に嘉賓堂に移動したのも一致している。なお『再渡集』には、正使である策彦自身が轎子で移動したことは書かれているが、旧例と異なり、居座・土官クラスの役者達が馬で移動させられたことについては記されていない。

具体的な記述の見られる寧波入港までの記事に比して、上京にかかわる記事は簡潔である。第一四～一六条は上京人数と所要日数について書き記すが、上京の路次・北京滞在中の見聞記事はない。日付は北京入城日が、『再渡集』では四月十八日のところ、本書では十九日になっているという差異を別にすれば一致している。第一九～二〇条にかけては杭州・蘇州・南京といった江南の代表的な都市にかかわる記載が見られるが、これらは行かなくても書きうる記述ではある。先述したように、ここから記主柳井郷直は上京人数には入っておらず、寧波滞在組であった可能性も見出される。

第一五条に、十二月三十日に寧波についていた旨の記載があるのは、本書の独自情報である。『再渡集』は九月三十日に山東の南城水馬駅を出たところで終わっているため、同書からは寧波帰着が何日だったかは知り得ない。南城水馬駅から寧波までの所要日数は、宝徳度船時は二月半月（三月十七日発五月三十日着）、天文八年度船時が約三ヶ月（六月二十日発九月十二日着）だから、まず妥当な数字であろう。

第二二・二三・三一条は、順番からすると、帰路にかかわる記事と解され、四月十七日に一号船を浮かべ、二十日に「御乗そめ」と祈祷等を行ない、五月一日には二・三号船を浮かべたと理解できる。ところで、本書の奥書には「嘉靖廿九年四月十五日」に「浙江寧波府嘉賓堂書之」とあり、これを帰路のことと考えると、奥書以降の日付が本文中に来ることになり、齟齬が生じる。試みにこれを往路のことと考えてみると、三月に博多を出発した遣明船団は、四月十五日には最終出港地である奈留島に到着、五月四日に東シナ海に乗り出して、日付の上では矛盾は生じない。ただし、主要機装地である博多と異なり奈留では、硫黄の積込などが行なわれることはあったものの、船を陸に引き揚げての荷積などの作業が行なわれたとは考えづらい。また博多以来搭乗してき

た船に改めて「御乗そめ」するのも不自然である。一方、寧波府城は鄞江河口から二〇キロほど遡ったところに位置するが、日本からの渡航船は寧波府城の城門外まで川を遡行して至り、船を川岸に引きあげて船体などの修繕を行なった²⁴。ここからすれば、第二二・三一条で船を浮かべているのは帰路のこととして矛盾がない。また『初渡集』によると、寧波で帰朝の準備たけなわの嘉靖二十年（一五四一）五月十日に「出船始」が行なわれている。「出船始」「御乗そめ」ともに具体的な内容は知られないが、同じ行事を指すと見做せようから、第二二・二三・三一条は帰路にかかわる記事であり、ある段階で追記されたと解するのが妥当であろう²⁵。

以上のように推定すると、天文十六年度の遣明使節団は朝貢終了後、半年の風待ちを経て、嘉靖二十九年（一五五〇）五月には寧波を出発しようとしていたことになる。中国から日本への渡航はこの時期、夏に限られており、宝徳度船は六月十五日に寧波を發して、同二十三日、舟山島付近から風を捉えて開洋し、天文八年度船は五月二十一日に寧波を發して風待ちの末、やはり舟山島付近より六月二十日に出航している。天文十六年度船の詳細は不明だが、遅くとも六月下旬には中国を離れたことだろう。なお天龍寺妙智院に残る策彦の伝記には、六月九日に帰着したとある²⁶。往路・帰路共に、定海・舟山近海において奏楽を伴う護送軍船が出されたことは、『初渡集』や、宝徳度船の記録である『笑雲入明記』に記事が見られ、第二一条の記載と一致する。

第二四条～三〇条にかけての記述は遣明船の具体的な規模、なかなしく積荷について知る上で貴重な情報である。第二四条の一号船の船体の大きさにかかわる記述は類例がない。『戊子入明記』には応仁度船の際に使用候補となった船、実際に使用された船の石数が記されているが、船体の長さ・柱の長さの具体的な数字は知られていない。十四世紀、中国

産品を積んで東シナ海を日本に向けて航海し、朝鮮半島西海岸に沈んだ新安沈船の船長は三四メートルと推定されているから、長さ二三尋とされる一号船は、新安沈船とほぼ同様か、それよりやや大きかったものと考えられる。

第二五・二八～三〇条に見られる「荷所」も重要な表現である。荷所は字面の通り、積荷を置く場所と判断できる。遣明船経営者は、自身の経営する船に乗り込む商人達から、荷物料や乗船料などの名目で一定の額を徴収していた。十五世紀後半の記録からは、一人二〇貫の乗船料及び一駄八～一二貫文の荷物料をとったこと、一〇駄を乗せた商人には本人の他一名の乗船料を免除、二〇駄を載せた者は本人の他二名の乗船料を免除したなどが知られる²⁸。このように表向きは朝貢使節団であっても、貿易が主たる目的であった遣明船団にあつては、商品を置くことのできる空間自体が権益であり、正使・副使ら諸役者たちにも立場に応じて分配された。『初渡集』²⁹には、策彦が自分の荷所二駄分を銀四兩で商人に売却した記事が見える。この荷所の規模がだいたい各船五〇〇駄～六〇〇余駄であったことは本条から初めて知られることであり、十六世紀遣明船貿易の実際の規模、また参加した商人たちが抱えていた商品の量を推定するうえで貴重な証言である。興味深いのは第二五条の「但し是は面向き也」という記述で、これは、実際の数と乖離があることを示唆している。実数が、「面向き」の数よりも多かつた場合、往路であれば荷物料の不正、帰路であれば、持ち帰った貿易品に遣明船経営者がかける抽分銭の不正につながるものだが、残念ながらこれ以上の情報はない。なお四号船は前述の通り定数外の護送船と弁明されたものであるが、第三〇条によれば、積荷は一六〇駄にすぎず、他の三船に比べて小船であったことがうかがえる。付け加えれば、四号船の居座・土官は、他の三船が各二人のところ一人であり、規模の小ささが乗組員構成にも

示されている。

こうした遣明船の積荷に関わる具体的な記述から考えると、記主である柳井郷直は、実際に積荷を管理するような業務に携わる立場の人間であった可能性がある。一号船のみ表向きの数という注釈が入っていることを考えると、彼が乗り込んでいたのは、やはり一号船であろう。先述のとおり、柳井蔵人郷直なる人物については管見の限り、本書以外に知られるところはないのだが、天文十六年度船の乗組員を記した第一七条において「御土官」「御用人衆」のように、今次遣明船の経営者である大内氏の家臣団の乗組員に、ことさらに「御」をつけていることからすれば、記主である柳井郷直もまた大内氏の家臣団に属し、土官・用人よりもさらに下に位置する立場であったことが想定される。

五 後半部の内容

一つ書が第三一条で唐突に終わった後は、丁を改め、「寧波府之内名所」として寧波府城内の寺々、さらに府城の門の名前が書き上げられ、寧波府城内の駅の紹介がなされ、続けて北京までの道中の駅と各駅周辺の名所の書き上げがなされる。駅県総数は七〇、各地で慶給・口糧の支給があったことも末尾に注記されるが、慶給・口糧の具体的な数についての記載はない。ついで北京城内ならびに宮城内の門・殿舎及び寺の名前が列挙されている。

この記述を見て直ちに思い浮かぶのは、策彦によって書かれた『駅程録』である。³⁰ 該書は、安遠駅に始まり潞河駅に至るまで、寧波から北京までの駅名を列挙し、里数と各地の名所を書きこんで「駅県総数七十箇所」と締めくくり、ついで北京の会同館や城門・寺の名称、また一・二・三号船が搭載していた太刀や乗組員の数、各地での慶給・口糧の内容等を記す。奥書には「大明嘉靖十九庚子年小春初五書寧波嘉賓堂」とあり、

天文八年度船の際の記録であることが明らかである。

本書の後半部、つまり一つ書以降の部分が『駅程録』の形式に類似していることは、以上紹介した内容からも明らかであるが、記述自体にもかなり共通性がある。たとえば、道中の駅について記した部分では、錫山駅の「恵山寺天下第二泉 子昂書之」という表現は『駅程録』と全く同じであり、鍾吾駅の「項羽所生地也、至今在遺祠、」も同様、甲馬駅は『駅程録』では「甲馬營駅」であり、『明会典』などをみても後者が妥当だが、注記の「宋太祖所生之地也、」は、やはり同じである。また北京城内についても、たとえば「午門、外関左門、於此門裡日本人在茶飯、」などは同一表現であるし、勅願寺として書きあげている寺々と僧侶の数は全て共通する。本書後半部は『駅程録』の抄出を相当部分含んでいるのではないかと思われ、それを示すのが、南城水馬駅に付記される「在南門城土」という表現である。これだけでは何を意味するのか理解しがたいが、『駅程録』の同一箇所を見ると「太白楼」の注記に「在南門城上、」とある。おそらくは「上」を「土」と読み、太白楼を省略してしまった結果であろう。同様に通津駅の注記に「從和合至通州一百里、此間張家湾、」「自本湾駕車馬至北京、」とあるが、これは『駅程録』では前半は通津駅に、後半は潞河駅の注記として書き込まれているものであり、写した時に誤った可能性を示している。

一方で、書きあげられている里数はしばしば『駅程録』と齟齬し、また独自情報も多く含まれる。特に寧波府の城門や人口情報は『駅程録』にはないものであり、「寧波府之内名所」の直下に書かれる定海の人口に関わる情報、補陀洛寺に関わる注記、また姚江駅や上虞県に注記される葛仙伝説も見えない。南京の人口情報や大明門に注記される情報もまた見えない。さらに本書と『駅程録』との最も大きな違いは、本書には読み仮名が多く振ってあることである。

『馭程録』自体、何かもとなる本が先行して存在し、それに策彦自身が見聞しえた独自情報を付け加えて成立した可能性が高いが、本書もまた、『馭程録』を参考にしながら、別の情報源となる本を併せて作成され、それに現地情報をもとに読み仮名が振られた可能性があるだろう。

〔註〕

- (1) 岡本真・須田牧子「天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一三三、二〇一三年)、同「天龍寺妙智院所蔵『入明略記』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二七、二〇一七年)。
- (2) 『古事類苑』外交部十四(神宮司庁、一九〇三年)、『大日本仏教全書』遊方伝叢書四・入明諸要例(名著普及会、一九八〇年、初版一九二二年)、牧田諦亮『策彦入明記の研究』上(法蔵館、一九五五年、のち同『牧田諦亮著作集』五、臨川書店、二〇一六年に再録)、湯谷稔編『日明勘合貿易史料』(国書刊行会、一九八三年)。
- (3) 小葉田淳「中世日支通交貿易史の研究」(刀江書院、一九四一年)、大庭脩「芳洲文庫の『嘉靖公牘集』について」(関西大学東西学術研究所紀要)一〇、一九七七年、のち同「古代中世における日中関係史の研究」(同朋舎出版)、一九九六年に再録、佐伯弘次「中世後期の博多と大内氏」(『史淵』一二一、一九八四年)、同「博多商人神屋寿禎の実像」(九州史学研究会編『境界からみた内と外』岩田書院、二〇〇八年)、伊川健二「大航海時代の東アジア——日欧通交の歴史的前提——」(吉川弘文館、二〇〇七年)、須田牧子「中世後期における赤間関の機能と大内氏」(『ヒストリア』一八九、二〇〇四年)、同「大内氏の外交と室町政権」(川岡勉・古賀信幸編『西国の文化と外交』清文堂出版、二〇一一年) 鹿毛敏夫「遣明船と相良・大内・大友氏」(『日本史研究』六一〇、二〇一三年、のち同「戦国大名の海外貿易」勉誠出版、二〇一九年に再録)、岡本真・須田牧子「宮内庁書陵部所蔵『策彦周良等往来雜記』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二四、二〇一四年) など。
- (4) 小葉田前掲注(3) 書二〇三頁。具体的には、後掲の翻刻「一、米・酒

其外」以下「又從寧波至北京海路四千五百八十八里と云々」までが、底本では「一、太刀一ふり」で始まる一つ書の直前に位置している。本稿では、錯簡を正す形で翻刻した。

- (5) 牧田前掲注(2) 書三八五頁。
- (6) 小葉田前掲注(3) 書一八一頁。
- (7) 『再渡集』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳『妙智院所蔵史料』一三) 嘉靖二十七年十二月二十四日条、同二十八年三月八日条。
- (8) 『再渡集』嘉靖二十六年十二月十八日条。
- (9) 牧田前掲注(2) 書三八五頁。
- (10) 岡本・須田前掲注(3) 論文一〇七〜一〇九頁。
- (11) 『策彦帰朝図』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳『妙智院所蔵史料』一三)、『送即休師帰国序』(『隣交微書』二ノ二) など。
- (12) 小葉田前掲注(3) 書一八五〜一九五頁。
- (13) 岡本真「目録からみた妙智院旧蔵策彦周良入明関係史料」(東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室編『中世政治社会論叢』東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室、二〇一三年)。
- (14) 『満濟准后日記』永享六年正月二十三日条。國原美佐子「唐船奉行の成立——足利義教による飯尾貞連の登用——」(『東京女子大学紀要論集』四四—二、一九九四年) 三四頁。伊川前掲注(3) 書二〇頁。
- (15) 『天文十二年後渡唐方進貢物諸色注文』(『東京大学史料編纂所架蔵写真帳』『妙智院所蔵史料』六)。
- (16) 小葉田前掲注(3) 書二〇三頁。
- (17) 『唐船日記』(村井章介・須田牧子『笑雲入明記——日本僧の見た明代中国』平凡社東洋文庫、二〇一〇年所収。ただし、春秋を逆に記す)。
- (18) 『初渡集』(『東京大学史料編纂所架蔵写真帳』『妙智院所蔵史料』一一) 天文八年四月三日条。
- (19) 『初渡集』天文八年四月十九日条。『笑雲入明記』(前掲注(17) 書所収) 享徳二年三月三十日条。
- (20) 『初渡集』天文八年五月一日条。『笑雲入明記』享徳二年四月五日条。『笑雲入明記』享徳二年四月六日条。『初渡集』天文八年五月二日条。
- (21)

なお『笑雲入明記』享徳二年四月十日条によると、一号船が寧波外港の定海に到着した時には、三・七・一〇号船は既に到着していた。しかし二・六・八号船の寧波到着は一ヶ月後の五月二十三日であり、九号船はさらに遅れた模様である。また、四号船は渡海しなかった。

(22) 『明実録』嘉靖二十八年六月甲寅条。

(23) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『妙智院所蔵史料』四。

(24) 「嘉靖十八年事例」に基づいて天文十六年度船を処遇することを建議した朱統の上表文(『覽餘雜集』卷二所収「哨報夷船事」(嘉靖二十七年四月初六日付)に「船隻閣岸」と見える。同様の状況を指す表現として「船隻拖閣上塲」(『覽餘雜集』卷三所収「不職官員背公私党廢壞紀綱事」(嘉靖二十七年五月二十六日付)とも見える。ここから日本船は川岸に引きあげられていたことが知られる。また、『初渡集』嘉靖十九年六月十一日

条に水夫全員を旧例通り城外の仮舎に滞在させ船の修補にあてさせたいこと、同年九月二十七日条に武器として没収され東庫に納められてしまった小刀・剃刀を船の修理のために返却されたいことなどを綴った明側に宛てた書簡の写が収められる。なお伝雪舟筆「唐山勝景画稿」(東北大学

附属図書館所蔵)には寧波府城東門外に「日本船津」と書き込みが見える。

(25) なお牧田諦亮氏は補筆とする(牧田諦亮『策彦入明記の研究』下、法蔵館、一九五九年、九七頁、のち前掲注(2)著作集に再録)。

(26) 「西山妙智三世策彦和尚略伝」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳『妙智院所蔵史料』一)。ただし具体的な到着地は記されていない。

(27) 国立中央博物館編・発行『신안해저에서 찾아낸 것들』(新安海底船から発見された遺物)二〇一六年、一四二頁。

(28) 『鹿苑日録』明応八年八月六日条。橋本雄一「対明・対朝鮮貿易と室町幕府—守護体制」(村井章介ほか編『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、二〇一〇年)。

(29) 『初渡集』嘉靖十九年十二月五日条「売荷所式駄、買主肥后九郎兵衛、価銀四兩」。

(30) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『妙智院所蔵史料』一三。『笑雲入明記』——日本僧の見た明代中国(前掲注(17)書)に翻刻所収。

「付記」本稿は、二〇一三年に東京で行なった輪読会の成果を含むものである。会の参加者は以下の通り(敬称略)。白井和樹、岡本真、オラー・チャバ、須田牧子、関周一、屋良健一郎、米谷均。またJSPS科研費16K16902・17K03058の研究成果の一部である。末筆ながら翻刻と写真の掲載をご許可くださった妙智院ご住職島見周隆氏に篤く御礼申し上げます。

翻 刻

【凡例】

- ・底本には天龍寺妙智院所蔵本を用いた。
- ・文字はおおむね常用字体に改め、読点・並列点を適宜加えた。
- ・判読不能の文字は■で示した。ただし虫損によるものは□で示した。
- ・傍書の位置は適宜整理した。
- ・校訂注は本文の脇に「」を付して示した。ただし返り点の誤脱については付さず、ママとした。
- ・人名・地名等、読解のための注は()で示した。
- ・丁替は行末に「」を付して示した。
- ・表現しきれない修正痕については該当箇所の末尾に「*」を付し、翻刻の末尾に説明を置いた。

(後補表紙題箋) 嘉靖廿六年
「大明譜」二番渡唐

百年迅速、時不待人、大蔵一覽、

△藕葉致公前、

〔朱筆〕
「若自然比界」、
「指杏、村醉」、
〔本筆〕
「混沌無■」

一、渡唐日数、山口を天文十六年二月廿一日立之^(也カ)、同三月三日博多下着之、同三月八日志鹿嶋^(志賀島)渡、同廿一日御出船、同なごやに一夜かゝる、同あつちの大嶋に御と^(逗留)りう、同廿八日平戸^(河内浦)着之、卯月一日川地の浦に着之、同十一日御出船也、

一、当日五嶋着之、同十五日於奈留大明神に御法楽、能五番有之、脇能^(西王)龜、二はん野々宮、三はん西行桜、四はん蘆^(アシ)かり、五はんせいわうはう^(母)、

一、奈留殿御見物也、^(但日よりなく候て、其後又はやし、事すまうの事被仰付之)

一、五月四日御船四艘ともに御出船之、同十日於洋沖大風雨、船中^(難儀)なんき也、其日五十里^(駆け戻る)かけもとる、同七々の過より風なをりて、^(銘)名々御はうひ也、取々の御きたう、御りうくわん有之、

一、同十二日卯刻大唐の山を赤間関水夫源三郎見立之、

一、太刀一ふり・百疋被下之、同十三日大唐たいちう府に一号船計着之、^(振)残る三艘思ひ^(賊)の乗寄也、三号船同十四日^(温州)うんちうふにて二十八サウソくせん^(賊)ニかけられ、死人九人有之、同はし船被取之、

一、水夫三人いづれも手ををひ、^(負)すいりに入、もと船^(水裏)に一人をへきのる、相残二人寧波におくられ^(逗留)御船ハ定海に御と^(逗留)りう、彼水夫二人同被渡、

一、六月一日御着、四艘共定海入、但十年一貢新法度之儀^(カタク)を申従大人申渡也、然共為日人愁訴、定海^(貼紙)卅日御逗留之、いづれにも愁訴不叶也、されとも米・塩・薪等各々売之也、七月二日定海出之、奥山と云嶋に御船被^(買)困候、各々陣屋を誘也、

一、そくせん^(賊)の用心無^(浦)油断、日夜うへのたか^(上)み^(高)はんや^(番屋)をこしらへ、三日^(浦)あけす^(守)らもりの事、被仰付候也、

一、米・酒、^(野菜)其外やさい・肴、唐人かくれ候て小船にて持来之、^(時)我人売也、殊に大唐年号ハ嘉靖廿六年也、同廿七年正月三日御役者等御乗船也、

一、同正月二月中、川山と云嶋に御と^(逗留)りう也、

一、同三月八日定海入、同十日寧波入、当日御役者、都堂大人^(朱純)・知府大人^(良賢)御礼也、同三月十七日惣御人数六百余人、嘉賓^(ヒン)館^(ニ)いる、きうりは御役者きやうすにて大人^(龍)御礼といへとも、この度ハ馬也、^(龍彦周良)正使^(子)・副使^(子)御兩人ハきやうす也、

一、上京日人^(延待)・日数之事、嘉靖廿七年十月六日日本衆五十人、正使^(延待)・副使^(延待)御えんたいとして御上之、同廿八年四月十九日北京着、日人二百二日^(逗留)着之、

一、北京御と^(逗留)りう、同十九日より同八月九日まで、日人^(数)百二日これをいる、下向日数の事、八月九日より同十二月卅日至寧波、下着之日数百四十一日也、

一、合北京逗留上下路次分、四百四十五日也、又從寧波至北京海路四千五百八十八里と云々、

一、この時御役者、^(職職)正使都さかのてんりうし、^(天龍寺)副使近江の寺光院、御土官吉見治部丞殿、^(正頼)そへ御土官杉大藏丞殿、^(隆宗)但大藏殿於奥山に死了、御用人衆矢田三郎兵衛殿・門司日向殿・杉佐渡殿・朽網右京殿・福郷治部殿・御郷源三殿・矢田民部殿、同彼仁ハ通事也、其外四艘ノ御役者拾人、水夫以下、京・さかい^(堺)いづれも卅九箇国ノ衆也、一号船頭博多津小田ノ藤右衛門尉、但寧波にて死了、子弥五郎有、^(室)二号船頭塩屋又左衛門尉、同土官塩屋対馬守殿、^(宗繁)そへ土官幡磨の国円通寺土藏主、^(宗業)御小座^(居)繼光院、^(景順)死了、^(居)そへ小座山口慈眼院、^(景順)三号船頭盛田新左衛門尉、^(天初啓盛)死了、同船頭池永次郎左衛門尉、土官山口真如寺内

宗くん、そへ土官さかい汲郷、(宗演)居(周舉)即休(三英梵生)。同性首ぞ、ふしみの人、四号船頭さつま田中豊前守、土官玄しゆく、同小座しゆんしん(薩摩)、(居)はかた正福寺之内、(順)心(叔祖)しうそしゆ、いづれもこれあり、

一、これハ御きたうのための人数也、何も唐船かたに引付たき事かすを(祈禱)しらす、先々あらまし書付候、大唐面目事、ハきなる事、大人の屋(方)つくり、小人の屋つくり、いづれもめをとろかす也、以上かハラ(石)ふき也、門ハ石のもん也、町もしきひし也、町の内、皆ほり川也、小船かよふ也、

一、わうしう四十八万間*、すしゆふ卅四万間、(船紙)五百六十(八十)、(蘇州)蘇州(府)

一、南都(京)ノつみ路のまはり三百八十里、人家の事、数を不知、大唐道の法、六町一里用之、

一、(万戸)本船出入の時、大唐まん(旗)船はたをなひけ、管(管)絃之そし、てつほうとうのこゑ、天にひ、くなり、其外武官の船数を不知、

一、一号船、卯月十七日夜、子之時、これを御うけ候、(祈禱)御乗そめ、同廿日巳之時、御役者衆被召之、同御きたう・せん拜有之、

一、一号船、長廿三ひろ有之、同柱なかさ十三ひろ有之、

一、唐同船、荷所五百駄積之、但是ハ面むき也、

一、御役者、持道具等櫃・同籠・日記箱・錢箱・菜櫃有之、

一、従人、道具櫃・同籠・手袋、人列有之、同水夫、五道具有之、

一、二号船、荷所六百駄積之、但残三艘之同より大船也(同大船也)

一、三号、荷所六百十六駄積之云、

一、四号、同百六十駄積之云、
一、二号・三号、五月一日夜半浮之、

寧波府之内名所

從定海至寧波府六十里、定海人家四万間也、

在境清寺・天寧寺(五百羅漢像)・延慶寺・四明福地道士觀、

月湖池在二湖心寺、(補陀路)天下第一名山、拳(即之書)之云、

寧波府之六門

靈橋門在二大浮橋、即在二補陀寺邊路、・南門・西門・

北門・塩送門・東渡門

人家八万間云、外家之員八万間、統合一十

六万間云、并築地徑回在一十八里也、其外事不知其数、

在安遠駅

從二此駅一已至三北南京一乎、同自二安遠駅一至二四明

駅一四十里、又從二四明駅一至二車厰駅一四十里、(共在)八十里、

四明駅

路程如上、

車厰駅

至六十里、

姚江駅

至日十里、山絶頂在竜泉寺、東麓有二嚴陵廟像、

又葛仙翁、煉丹石井、在此山、

上虞県 在二蘭房山、同葛仙住之云々、

梁湖壩

曹娥サウガ 四十里、

東関トウケン 傍、在三曹娥廟、カタワラニアリ、サウカヤヒヨ、双槽門拳之、ナフモシヤ、コレヲ、即之書之、ツツシタ、コレヲ、四十里、

蓬萊ホウライ 至九十里、

西免シイクン 浙江杭州府錢塘泉城裡、
(興) 自車乘船、即從西免至浙江、リ、マ、リ、ニ、チ、リ、ル、浙江、ゼンダウガウ、アイダ錢塘江際二十里、

浙江セツカウ 慶給、口粮、無俱、リンケン、クワリ、ナシトモニ、浙江杭州府錢塘泉城裡、セツカウワウジウ、センダウケンギン、至二十里、

武林アリン 在城裡、至三十里、

呉山ゴ 西湖保叔寺、善導和尚開山也、セイケ、ホウシヤ、センダウクハシヤカヒ、至一十里程歟、

長安チヤウアン 一百四十里、
崇徳原ソウトクケン 十八里、

皂林サウリン 五十里、

平望ヒンバウ 六十里、
太湖七十二橋在之、タヒコ、スイケウケカヒ、垂虹橋也、

松陵セウレウ 六十里、
三忠祠、在吳子胥頭、

姑蘇コソン 四十里、
楓橋、寒山寺、三忠祠在城外、フウケウ、カン、在子胥首、

錫山シヤク 八十里、
惠山寺、ケイ、天下第二泉、スエ、子昂書之、

毘陵ビレウ 五十里、

呂城リョシヤウ 一閘、
六十里、

雲陽ウンヤウ 二閘、
九十里、

京口キンコウ 鎮江府、
一閘、楊子江、金山龍游禪寺、チカウ、フ、ヤウスガウ、在第一泉、リフ、ユウ、ゼン、開山頭陀、キヤウ、ハツ、銀山書院、ギン、ノ、シヨ、玉山寺、甘露寺、カン、此山在天下第一江山、チ、ノ、ホカ、拳數、ケン、焦山寺、シヤウ、絶頂在吸江亭、ゼン、トウ、ニ、リ、ホカ、

象山、楊子山、觀音山、石頭城、

龍江リウカウ 六十里、

龍潭リウタン 不到此、
此、コ、八十里、
紫金山、シ、獅子山、シ、城周廻三百

儀真ギシン 五十五里、
是即南京築地回也、シ、

廣陵クワウレウ 七十里、
揚州府在城裡、ヤウ、

邵伯セフハク 四十五里、

孟城マウ、 六十五里、

界首駅 カイシユ	六十里、	夾溝駅 ケウカウ コウ	九十里、 溝闌為二其甲三甲一、
安平駅 アンヘイ	六十里、	泗亭駅 ステイ コウ	九十里、 在二歌風台一、有漢高祖木主・同瑠璃井一、
淮陰駅 ワイイン ワヒ	六十五里、 在二新旧二城一、	沙河駅 シャガ	六十里、 一閘、
清河駅 セイガ	八十里、 五閘、	魯橋駅 ロケウ	九十里、 石仏閘、五閘其一也、
桃源駅 タウゲン	六十里、	南城水馬駅 メ	六十里、 七閘、在二南門城土一、
古城駅 コウ	六十里、	開河水駅 カイ	一百里、 五閘、
鍾吾駅 シムゴ	六十里、 項羽所生地也、至今在二遺祠一、	安山水駅 アン	六十里、 二閘、
直河駅 ヂキガ	七十里、	荊門駅 ケイモン	七十里、 周家店閘、
下邳駅 カヒ	六十里、 在二羊山寺八景一、有漢張良祠一、	崇武水駅 ソウブ	七十里、 在七十城、八閘、土橋閘其一也、
新安駅 アン	六十里、	清陽駅 セイヤウ	七十里、 二閘、
房村駅 ハウソン	六十里、	清源水馬駅 セイケン	七十里、 敷閘、放下閘、三閘、
彭城駅 ハウシヤウ	七十里、 在二大浮橋一、在二南門漢祖神一、三仏寺、曰二鉄仏一、曰二臥仏一、曰二石仏寺一、在二八景一、	渡口駅 トコウ	八十里、
		甲馬駅 カウバ	八十里、 宋太祖所生之地也、

梁家莊駅 九十里、

安德駅 七十里、

良店駅 八十里、

連窩駅 八十里、

新橋駅 七十里、

磚河駅 七十里、

乾寧駅 七十里、

流河駅 七十里、

奉新駅 七十里、

揚青駅 七十里、

揚村駅 八十里、

河西駅 一百里、

和合駅 一百里、

此際、在直沽城、

通津駅 六十里、從和合至通州一百里、此間張家灣、

自本灣駕車馬至北京、一車馬九疋、

潞河

駅俱摠 數七十箇所、廩給・口糧在之、

大裏御門 數

京都城門 九品名、

禁門 此內在二十品名、

謹身殿 太子御居所、

午門 外闕 左門、於此門裡日本人在茶飯、大象六疋圍繞、

奉天門 天子常出御云々、

大明門 南面、天子御幸門也、在門外玉河・石橋・五涇、

京裡御勅願寺 七百人、

大興隆寺 闍衆三千人、

大隆善寺^{ゼン、} 五百人、

大慈恩寺^{ジエン、} 二千人、

大隆福寺^{フクフシ} 一千人、

柳井蔵人

嘉靖廿九年卯月十五日

郷直（花押）

浙江寧波府嘉賓堂書之、

* 「五百六十万間」とした箇所について

当初「四十八万間」と書かれていたが、「四十」の上に紙が貼付され、貼紙に「八十」と書かれ、「八十八万間」に訂正された。ついで「八十八」が墨線で消され、右脇に「五百六十」と書かれ、「五百六十万間」に訂正された。この「五百六十」の傍書は「五百」は貼紙に、「十」は本紙に、間の「六」は貼紙と本紙に跨がって書かれた。現状では貼紙がずれ、「八万」の上に載った状態となっているが、「五」や「六」の残画の位置からして上述のように考えられる。史料編纂所が明治十八年六月に作成した謄写本においては既に現状のようになっていることから、このずれはそれ以前からのものと考えられる。